

令和4年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月23日（火） 10時20分～11時20分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 藤本 真理 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 葛山真由美 藤岡 充昭 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 令和4年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について
- (2) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) その他

5 開会

(賃金係)

定刻より20分程遅れておりますが、只今から、令和4年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございますが、本日は、労働者側の伊藤委員から事前にご欠席との連絡をいただいております、15名中14名の委員がご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長からご挨拶を申し上げます。

(局長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局長)

労働局長の金尾でございます。

本日もお忙しい中、本年度第5回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

三重県最低賃金の改正につきましては、前回の審議会におきまして、各委員の皆様

様のご尽力によりまして、お蔭をもちまして1時間 933 円というご答申をいただいたところでございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この答申につきましては、異議申出の公示を行いましたところ、異議の申出が3件ございました。

本日は、提出されました異議申出につきまして、当審議会のご意見を求める諮問等について、審議をお願いできればと考えております。

まだまだ新型コロナウイルス感染症も拡大といたしますか、なかなか落ち着きが見られない中、委員の皆様には、感染防止対策に十分ご留意をされてご審議をお願いしているところでございます。

この後、予定されております特定（産業別）最低賃金の改正に関する専門部会での審議につきましても、引き続き、よろしくお願いを申し上げるところでございます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

（賃金係）

ありがとうございました。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

（1）令和4年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

（会 長）

本日も、本委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

7月8月と委員会も計今日で4回目ですが、ご多用の中毎回ご出席をいただき感謝申し上げます。

その中で、今年の三重県最低賃金につきまして31円アップという、非常に熱心なご審議を毎回頂戴いたしまして、前回の審議会におきまして答申をさせていただいたところでございます。労使それぞれのお立場から非常に厳しいご意見を頂戴いたしました。

今まで三重地方最低賃金審議会といたしましては、できるだけ三重県らしさというものを目標に審議を進めてまいりましたところでございますが、ここ数年コロナの影響もあり、経済環境の大きな変動もあり、なかなかそのような状況に至っていないというのは、私としては、残念なところでございます。いずれにしろ、この最低賃金の引き上げが三重県経済の更なる発展につながることを期待いたしまして、本日の審議に移らせていただきます。

それでは、令和4年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、議事の（1）三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出につ

いてです。事務局から説明をお願いします。

(室 長)

異議申出についてですが、8月5日の本審にて1時間 933 円とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第 11 条に基づいて、8月5日から 22 日までを公示期間として行いました。

その結果、3 件の異議の申出がございました。異議申出があった場合には、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっておりますので、諮問させていただきたいと思えます。

— 局長から会長に「諮問文」を手交する。 —

(会 長)

只今、三重労働局長から諮問が行われました。

この諮問文を事務局の方で朗読して下さい。

(賃金係)

私の方から朗読させていただきます。

諮問文の写しは資料 1 に添付させていただいておりますので、ご覧下さい。

— 賃金係、諮問文を朗読する。 —

(賃金係)

続きまして、異議申出の内容は、資料 2 に写しを付けさせていただいております。異議の内容について、提出日順に読み上げさせていただきます。

— 3 件分、読み上げ —

三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」
というものでございます。

南勢ユニオン書記長様です。

「全文読み上げ」
というものでございます。

三重一般労働組合（ユニオンみえ）執行委員長様です。

「全文読み上げ」
というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思えます。

よろしく申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今のご報告のとおり、労働者側からの3件の異議申出が出ております。これを如何に取り扱うか、というのが本日の諮問でございます。

先般、本審で結審し、現行金額を31円引上げて933円という結論を当審議会として出したわけでございますが、今回の異議申出について労働者側と使用者側からそれぞれご意見を頂戴したいと思っております。

まず、労働者側からお伺いいたします。如何でしょうか。

(藤岡委員)

異議申出書、3件見させていただきました。それぞれの主張だとは思われます。

ただ、我々労働者側といたしましては、第4回の審議会で申しましたけれども、当初から一貫して主張して参りました。一つは、繰り返しになりますが、経済社会の活力の源となる人への投資が必要で、その重要な要素の一つが最低賃金の引き上げであること。春季生活闘争で労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引き上げに繋げること。労働の対価として相応しいナショナルミニマムの水準へ引き上げること。消費者物価の上昇を考慮して引き上げをすること。人材流出を防ぐため格差を縮小する為に引き上げを行うこと。まずは、誰でもどこで働いても1,000円を目指すということ。これを求めて議論を進めてまいりました。

4回の専門部会の審議の中で、労使の中で協議審議をしてきた訳ですが、それぞれが最低賃金を引き上げることには、前向きであったと思っております。ただ、労使の合意には至らなかったのは非常に残念です。労働者側としては、賛成させていただきました。中賃の目安を参酌していただいた公益の見解、これを出していただきましたので、その中での改定でございます。これについては、我々も賛成をさせていただきました。ただ、労働者側として先程申し上げさせていただきました主張、地域間格差が縮まらないなど課題を残したままになっております。これについては、来年の審議に繋げて行くということを述べさせていただきますので、今年度はこれ以上の審議は、無しとして考えております。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。使用者側のご意見は如何でしょうか

(中村和仁委員)

私どもといたしましては、4回に亘って専門部会、かなり議論を尽くさせていただいたと認識をしております。

最終的には、公益見解という形で全会一致には至らなかった形ではございますが、そういう答えが出ておりますので、審議を尽くしたということで、これ以上の審議は必要ないと考えます。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、労使それぞれのご意見を伺いましたところ、それぞれの立場は違い、見解は異なるものの、その審議の過程につきましては、十分に審議を尽くした結果ということで、意見が一致しているものと判断させていただきました。

この議題におけます異議申出につきまして、当審議会の意見といたしましては、労使の立場を念頭におきつつ十分に審議を尽くしたものというふうと考えております。

そこで、8月5日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(会 長)

異議なしということでございます。

では、賛否を取らせていただきまして、決定させていただきたいと思えます。

それでは、8月5日の改正決定の答申どおりの結論とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございますので、8月5日の改正決定の答申のとおりと決定させていただきます。

それでは、「令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申を行いたいと思えますので、事務局で答申文の準備をよろしくをお願いします。

(賃金係)

はい、承知しました。

(賃金係、4階賃金室に作成に上がる)

— 答申文(写)を配布 —

(会 長)

それでは、答申文を、事務局の方で朗読してください。

(賃金係)

はい、朗読させていただきます。

— 賃金係、答申を朗読する。 —

(会 長)

はい、ありがとうございます。

答申文は、このように決定したいと思います。

それでは、答申をさせていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 — (原本)

(会 長)

只今、本日の諮問に対する答申をさせていただきました。事務局から他に何かございますでしょうか。

(室 長)

答申をいただき誠にありがとうございました。

只今の答申により、令和4年10月1日以降、三重県最低賃金が933円になることが、決定いたしましたので、今後は、周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知の方にもご協力いただければ幸いに存じます。よろしく申し上げます。

(2) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(会 長)

それでは、議題の2番目であります「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

継続審議となっておりますガラス・同製品製造業については、これまで、3回にわたる小委員会を開催いたしまして、改正決定の必要性の有無をご審議いただいたところでございます。

決議された結果をご報告させていただきます。

事務局のほうから、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(賃金係)

それでは、私から読み上げさせていただきます。

報告書を付けさせていただきますので、そちらのほうをご覧ください。

— 賃金係、報告書を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今のご報告のとおり、ガラス・同製品製造業におけます特定（産業別）最低賃金の必要性につきましては、必要性有りとの結論には至らなかった。というご報告でございます。

このご報告につきましてご意見を頂戴いたしたいと思っております。

まず、労働者側からいかがですか。

(藤岡委員)

まずは、残念だということです。小委員会で3回、そして時間も延長しつつ議論をさせていただきましたが、全会一致には至らなかったというご報告です。

本来でしたら当該労使でしっかりと審議をするべきものだと考えております。入口で必要性なしと判断をするのが非常に残念な結果となります。

手元に小委員会でも説明をさせていただきましたが、今回、継続審議になったということで、それぞれの4事業所、申出の出ている4事業所に対して、労働組合に対して説明にあがりました。その中での対応として使用者側とも話をし、必要性審議をさせていただきという旨の要望書が出てまいりました。非常に重たいものだと思っております。

これを受けての使用者側のご判断もしていたわけですが、労使の協議審議をするということで、この要請書がなくてもよっぽどの理由がない限り、必要性なしという判断はできないんじゃないかと労働者側は思っております。

今回、全会一致にならずに審議の必要性なしという結論を出されたことについては、審議会に対しても説明する責任がございますので、しっかりとした理由・根拠のお示しをこの場でもいただきたいと思っておりますし、今後本審に向けての課題としたいと思っております。

残念な結果ではございましたが、来年に向けての、現在3業種は認めていただいておりますので、それに向けての審議等も含めて考えていく課題が残ったのではないかと思っております。以上です。

(会 長)

では、引き続き使用者側から意見を頂戴したいと思います。

(中村和仁委員)

使用者側として、先程、小委員会でお話はさせていただいたのですが、近年の急激な地域別最低賃金のアップ、どうしても特定(産業別)最低賃金が下回るといふか、今回ガラスにおいてはそのまま行けば二年連続埋没というのがまず一点でございまして。以前からもお話をさせていただいて、去年も触れさせていただいてるところではございますが、これは当県に限らず全国的な流れで、特定(産業別)最低賃金の在り方自体の見直しが進められていることは、皆さんもご承知のところだと思います。そのようなところも踏まえているところでございます。

あと、これも以前お話しましたが、当該申出の意向表明後に速やかな関係労使の意思疎通を図ることとしている。半年間何事もなかったのかなというところもございまして。

総括といたしましては、先程も申しましたが、何においても地域別最低賃金の大幅な引き上げというところによって、産業別に設定されております特定(産業別)最低賃金との差額が急激に縮まっているのは現実でございます。

本来であれば、地賃のところが大幅な引き上げがなければ今回のような議論がな

かったのかなという気もしておるところではございます。

2020年度は、905円で地域別最低賃金と同水準だったのかな、これは全国ですが。個々の特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金を下回るケースが多く見られている。そういうようなところで、一部というか、かなりの割合で地域別最低賃金未滿となっている特定（産業別）最低賃金の業界もあるというふうになっております。

我々使用者側の認識としては、特定（産業別）最低賃金というのは、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合についてというところもでございます。ただ、先程来申し上げましたように近年の地賃の大幅な引き上げ。

確か、特賃というのは1960年くらいに設定されたと思うんですが、その当時からみても60年くらいになっているわけですが、その当時は、この特定（産業別）最低賃金の意味合いというのは、確かに本当に必要があったのかなと認識もさせていただいておるところでございます。

以前もお話をしましたように、特定（産業別）最低賃金というのは、地域別にですね、地域によって各県の地域性を重視して、その地域の特殊な産業というか、そういうところも踏まえながらというところではありましたが、我々としては、どの業界においても標準化というか、みなしているという認識もあります。この急速なデジタル化の進展等によって、産業構造が大幅に昭和から令和に変わっておりますので、大幅にどの業界においても変化しておりますので、本当にこの状況が大きく異なっている等を鑑みても、特に今回のガラス・同製品製造業において存続させることは、当県の地域性と産業にとって有益必要なのか疑問というように感じております。

また、特に複数回の地域別最低賃金を下回っている場合ですね、やはりいかななものかなと私どもは感じておるところでございます。

特定（産業別）最低賃金というのは、特定の産業で決定した賃金水準を産業全体に波及させて公正競争を保っているという意見も中にはあるということも理解はしております。

しかし、先ほども申しましたが、どの業界においても、申出いただいた業界においてもグローバル展開されている企業様の中で進展によって、その中において、この部分だけ特定（産業別）最低賃金を持ちだしてくるのかなというところに疑問を感じるところでございますし、ピラミッドの下にある底辺にある中小企業の部分においてはその部分の認識は分かるのですが、そういう部分の中で、特定（産業別）最低賃金が公正競争により担保されている考え方というのは、どうも以前のような考え方から考えると前提が崩れているのではないかなと言わざるを得ないのかなという部分と、適用労働者数から考えてみても、全ての企業と労働者を対象にしている地賃という部分も圧倒的に、当然大多数の方が適用になるわけですが、その母数から考えても特定（産業別）最低賃金の対象となる方というのは、1割にも満たない状況であり、本当にこの特定（産業別）最低賃金への波及効果というのが非常に弱いようなところも我々は感じておるところでございます。

そういう部分も総括して、地賃もそうですけれども、特定（産業別）最低賃金も先程申しましたが、ピラミッドにある影響の大きい中小企業・小規模事業所の部分も勘案して、総括的に考えた中で、申し訳ないのですけれども、今回ガラス・同製品製造業については、審議する必要はないという認識で我々の結論とさせていただいたところでございます。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、小委員会の報告に基づきまして、それぞれ労使の方から意見を頂戴いたしました。

その結果、使用者側の方からは、改正の必要性なしというご判断をいただき、最終的に小委員会としては一致を見ずに、先程の報告書のとおりの結果になった次第でございます。

従いまして、ガラス・同製品製造業最低賃金の改正の決定については、必要性がなしという扱いをすることになります。

(浅野委員)

ちょっとすみません。質問よろしいですか。

(会 長)

はい、どうぞ。

(浅野委員)

私、小委員会出てなかったもので、すみません。

小委員会の中で審議した内容と重複する点もあるかも知れませんが、そこはご容赦下さい。

先程、中村委員からおっしゃっていただいた内容においてですけれども、特定（産業別）最賃の審議を行った上で地賃に埋没するのであれば、中村委員がおっしゃっていることは筋が通ると思うのですが、それがいい中で、時期的に地賃をやって特定最賃という順番がありますので、超えるのは当然あると思いますので、こういう順番が決まっている中での二年連続の埋没のルールというのが、今ひとつよくわからない。審議をした上で埋没するのであればこれは仕方がないという判断はできませんけれども、審議なしで埋没したから駄目だというのは、少し違和感が、今後課題が残るのではないかなというのが一点。

もう一点が、先ほど藤岡委員の方からありましたように、使用者側からも要望を出されているということです。今回この要望に対して違う判断をされたということになりましたので、この要望を出した会社側への説明というのは、どうされるのか。要望を出してもらいましたが、これこれこういう理由で要望はすみませんが、受け入れることはできませんでした。同じ使用者側の立場として。というものを実施いただけるのかどうか。というか、実施いただきたいというふうに思いますし、この要望を出していただいた組織の承諾といいますか、承諾書等をこの委員会に出していただけないかなと、これはお願いです。以上です。

(会 長)

只今、浅野委員からのご質問でございます。

小委員会の方でも議論したところがございますが、特に後半のご要望につきましては、今まで話をしてございません。その点につきまして、使用者委員の皆様いかがでしょうか。

(中村和仁委員)

後半の部分でございますが、今即答でこの場でどうさせていただくということは、控えさせていただきたいなと思っております。実際に我々として説明をさせていただく必要があるのかということも含めて、持ち帰らせてさせていただきたいなというところでございます。

(浅野委員)

先程、藤岡委員から重たい要望となっておりますので、そこに対して同じ使側として、しっかりと説明をする責任はあると私は思いますので、是非とも説明をしっかりとさせていただいて理解いただくということをお願いいたします。

(会 長)

この場での回答は避けるということでございますけれども、その意を汲んでいただきまして、使用者側はご対応をしていただければと思います。

他ご意見ございませんでしょうか。

(前田良彦委員)

すみません。

(会 長)

はい。

(前田良彦委員)

先程、根拠を示してくれという中で、何点かご説明をいただきました。

ただ、全て総合的な話であって、具体的な話は2年連続して埋没する、時期が違うのに埋没をする。

浅野委員がおっしゃいましたが、時期が違う一年前と比べて二年連続埋没するというのは全く納得ができないところでありますし、審議をしない理由というのはもう少し明確なもの示していただかなければ、審議は進まないと感じております。これについては即答できないと思いますので、議事録に残していただければと思います。

(会 長)

今回の小委員会の中でも、また審議会の中でも来年に向けての課題というのが、色々浮き彫り出されたのではないかと感じております。

最初にも申し上げました三重県らしい労使関係を更に築いていくためには、更なるコミュニケーションを取っていただいて、労使のイニシアティブを全面に発揮していただきたいと思います。

ただ、議論につきましては、小委員会で決定いたしました。これを基に当審議会

といたしましても決定をせざるをえないというところですので、そちらに移らせていただきます。

では、ガラス・同製品製造業の最低賃金の改正決定につきましては、その必要性がなしということで決定をさせていただきます。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

（会 長）

只今、答申文（案）を配布していただきました。それでは答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいので、事務局のほうよろしくお願いします。

（賃金係）

それでは私のほうから朗読させていただきます。

— 賃金係、答申文（案）を読み上げ —

（会 長）

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

特に無いようですので、答申文（案）の（案）を取りまして、このように決定することといたします。

これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文手交 —

（会 長）

只今、7月13日に諮問を受け継続審議となっていましたガラス・同製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる答申をさせていただきました。

今年につきましては、従前と違って少し異なる状況となってしまいました。

必要性の有無について一業種に必要性なしという判断をせざるを得ない状況になってしまいました。先程も申し上げましたが、特定（産業別）最低賃金に関しましては、労使のイニシアティブのもとで進めていただくということでございます。金額審議はまた別といたしまして、必要性の有無については、労使が事前にイニシアティブをとっていただきまして、コミュニケーションを図っていただきまして、次年度以降進めていただくことを公益側といたしましては、要望させていただきます。

て、答申をさせていただいたこととさせていただきます。

(3)その他

(会 長)

その他、事務局のほうで何かございますか。

(室 長)

今後の審議会の予定でございます。

3業種の第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、開催日は9月14日（水）、場所はサンワークを予定しておりますので、調整のほうよろしくお願いたします。

また、次回の本審ですが、10月21日（金）午前11時から三重労働局地下会議室で、特定（産業別）最低賃金額の改正の答申を行うことを主な内容として開催させていただきますと思います。

後日、改めてご連絡させていただきますが、日程の確保をよろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございました。先程ご報告いただきましたように次回の本審でございますが、10月21日が予定されております。委員の皆様には日程確保をよろしくお願いたします。

また、特定（産業別）最低賃金の専門部会につきまして9月14日のご案内をいただきました。まだ、確定はしておりませんが、委員に就任される方ございましたら、日程確保も合わせてよろしくお願いたします。

予定をしておりました議題は以上でございます。

いずれにいたしましても、三重県最低賃金の31円の引き上げ、これも非常に大きな金額でございます。これにつきましては、是非、事務局のほうにも周知徹底をお願したいと思っております。また、履行確保をお願いたします。

労使の皆様におかれましては、中小企業は厳しい状況だと聞かせていただいておりますが、決まった以上は履行していただきまして、支援策等も活用していただきますようお願いしておきたいと思っております。

更にこれから特定（産業別）最低賃金の審議が始まってまいります。三重県の最低賃金が終わったかと思ったら、次に特定（産業別）最低賃金の審議になりますが、今年につきましては、3業種ということになりました。3業種につきましてもおそらくそれぞれの業種で厳しい議論が続くことだと想像されますが、引き続き委員の皆様には、ご理解ご協力よろしくお願申し上げたいと思っております。

いずれにしろ、繰り返しになりますが、この審議会としては、改めて三重県らしさを追及していききたいというのが私の希望でございます。適切な労使関係を築くということが、三重県らしい労使関係の本来の姿であり、また、それが三重県経済及び各企業を盛り上げていく大切な要因であることに間違いはないと思っております。

それぞれの立場はよくわかりますけれども、少しずつ歩みよりもいただきながら

相手の立場も考えつつ、これからの審議会に臨んでいただきますよう最後に改めて
お願い申し上げまして、本日の審議会を終了させていただきます。長時間に亘り熱
心な審議ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上